

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

食の安心安全サポーター研修

作って食べて健康に！！ヘルスメイト（食生活改善推進委員）おすすめ、美浦の特産品をたっぷり使った「美浦丸ごと包み焼き」、7種の食材を使った「レインボースープ」「もち麦入り五穀米ごはん」を作ります！

- ◇日時 9月10日(火)午前10時から ◇会場 中央公民館調理室
◇募集人数 10名 ◇参加費 500円 ◇持ち物 エプロン・三角巾
◇申込方法 8月30日(金)までに消費生活センターにお申込み下さい。

* 広報紙がお手元に届く日が均一でないので、先着順ではなく食の安心安全調理実習等に初めて参加される方を優先とさせていただきます。



見守り 新鮮情報

使用中に偽の警告表示！慌てて事業者に連絡しないで

パソコンでインターネットを使用していたら、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示されている電話番号に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円をカード決済した。遠隔操作で何か作業されたが、不審な気がしたので解約したいとメールで連絡したが、返信がない。（当事者：60歳代 女性）

【ひとこと助言】

警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したりしましょう。解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】9月20日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379